

## 特別事業積み立て金の取り扱い規程

第1条「目的」 学校及びPTAの諸事業等に対する援助に使用することとする。

第2条「支払い基準」 坂田小学校児童の島外派遣に対する援助に使用することとする。

但し、一人2,000円をめどとする。

団体の場合は、レギュラーの人数を基準にする。

西原町人材育成助成金の対象者のみを援助対象とする。

第3条 学校創立記念事業費として積立てを行うこととする。

第4条「雑則」 この規程に定めるものの他、緊急時に関し必要な項目は、別途三役にて協議し、定める。

附則 本規程は、平成14年4月26日より施行し、平成14年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成23年7月12日より施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則 本規定は、平成29年5月21日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

## 慶弔規程

1 この会の慶弔は、次の規程によってその意を表する。

(1) 父母の場合

(ア) PTA活動で榮譽を受けた場合は記念品を贈る。

(イ) 死亡の場合は3,000円の香典。

(ウ) この会の直接事業実施中災害により死亡した場合及び  
負傷した場合は、その都度役員会で協議し、見舞金を贈る。

(2) 児童の場合

(ア) 死亡の場合は3,000円の香典。

(イ) 学校安全会法の管理下における負傷については、役員会  
で協議し見舞金を贈ることができる。

(3) 教職員の場合

(ア) 榮譽を受けた場合は記念品を贈る。

(イ) 本人の結婚の場合は祝電。

(ウ) 本人死亡の場合は3,000円の香典。

2 前条に対する返礼は受けないものとする。

3 この会と特に関係のある人に対する慶弔の必要が生じた場合は、その  
都度役員会で協議して行う。緊急を要する場合は三役会に一任する。

附則 本規程は、平成26年4月27日から施行し、平成26年4月1日より適応する。